

令和 8 年度 四万十町航空写真撮影

再構築委託業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 8 月 2 6 日（水）

四万十町

目 次

1. 業務名	1
2. 発注者	1
3. 概要及び目的	1
4. 業務範囲及び内容	1
5. 履行期間	2
6. 履行場所	2
7. 契約方法	2
8. 提案限度価格	2
9. 参加資格	2
10. 実施要領等の配布	4
11. 選考方法	4
12. 実施要領等に関する質問の受付・回答・公表	5
13. 参加方法	5
14. 提出資料・提出期限	6
15. プレゼンテーション	8

16. 結果通知	9
17. 契約前打ち合わせ	10
18. 失格事項	10
19. スケジュール一覧	11
20. 留意事項	11
21. お問い合わせ・資料提出先	12

1. 業務名

令和8年度 四万十町航空写真撮影再構築委託業務

2. 発注者

高知県四万十町

3. 概要及び目的

四万十町統合型 GIS において、地図情報の基礎データとして利用する航空写真について、最新の高精度なデジタルオルソ画像データを整備し、統合型 GIS 上で安定的かつ効果的に活用できる環境を構築することを目的とする。

本業務では、航空写真の撮影、加工及び GIS 利用に適したデータ整備を行い、別途実施する統合型 GIS 再構築業務と連携することで、令和8年度内に新統合型 GIS の1レイヤとして表示・利用可能な状態とする。

航空写真は、固定資産管理、都市計画、防災、道路・河川管理等の行政業務における基礎情報として幅広く活用されることから、最新技術を活用した高品質なデータ整備と、将来的な運用・更新を見据えた効率的な管理体制の確立を図るため、公募型プロポーザル方式により提案を求め、最も適した契約予定事業者を選定するものです。

4. 業務範囲及び内容

業務概要は「別添 令和8年度 四万十町航空写真撮影再構築 仕様書」1ページを参照してください。

5. 履行期間

(1) 再構築フェーズ

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

※ 本業務で整備する航空写真データは、現在進めている統合型 GIS 再構築業務において利用することを前提とし、令和8年度内に新統合型 GIS 環境上で1レイヤとして公開・利用可能となるよう、必要なデータ形式等により納品すること。

6. 履行場所

(1) 四万十町 本庁舎

高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

7. 契約方法

公募型プロポーザルによる随意契約

※ 高知県中西部電算協議会 標準契約書「導入委託契約書」「機密保持契約書」を使用することを参加資格要件とする）

8. 提案限度価格

再構築費用の提案限度価格は次のとおりとします。なお、提案時の見積り以外の追加費用は原則認めません。また、消費税及び地方消費税については下記のとおりです。

(1) 再構築費用 : 17,215,000円（消費税及び地方消費税を含む）

9. 参加資格

(1) 高知県及び高知県内自治体において指名停止を受けている者でないこと。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされてないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 四万十町暴力団排除条例（平成 22 年四万十町条例第 20 号）に違反していないこと。
- (6) 本業務について同等又は類似の実績（経験）があること。
- (7) 町が指定する契約書（高知県中西部電算協議会標準契約書）※の内容について、参加意思表明前に社内の法務担当者等による確認を行い、契約条件として全て承諾したうえで、本プロポーザルに参加できる事業者であること。なお、優先交渉権者として選定された後に、社内審査等を理由として、当該契約書の条項変更、追加又は削除等を求めることはできないものとする。

※ 契約書とは、委託契約書、機密保持契約書その他本業務の契約締結に必要となる書類をいう。

- (8) 上記、(1) ～ (7) の提案者資格条件を満たし、企画提案書に提案した内容が確実に実現出来ることを証明するため、「念書」（様式 3）「提案誓約書」（様式 4）を提出すること。
- (9) 「8. 提案限度価格」を超過しないこと。なお、超過した場合は「失格」とする。
- (10) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税について滞納がない旨の所管の税務署長、都道府県税事務所長及び市町村長の証明書（国税については納税証明書（その 3））が提出できること。

10. 実施要領等の告示

- (1) 告示日 : 令和8年8月26日(水) ※ 四万十町ホームページ公開

11. 選考方法

- (1) 事業者は「公募型プロポーザル方式」により選考します。
- (2) 提案内容、プレゼンテーション、見積金額等による総合的な評価を実施し、最も得点の高い事業者を契約交渉相手方として選定します。評価点の割合は次表のとおりとします。

・評価点の割合

技術点	【A】企画提案書	500点
	【B】プレゼンテーション	
価格点	【C】再構築費用	500点

- (3) 前項の事業者と合意に至らない場合は、次に評価の高いものから順に交渉を行います。
- (4) 選考は別に設置する「四万十町航空写真撮影再構築委託業務 選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において、別途、「評価点による最低条件(失格要件)」を定めた上で行います。

12. 実施要領等に関する質問の受付・回答・公表

- (1) 受付期間 : 令和8年9月4日(金) 12時まで
- (2) 受付方法 : 「質問書」(様式1)により電子メールで提出するものとし、電話や来庁による口頭での質問やFAXでの質問は受け付けません。
- (3) 質問方法 : メールの件名を「プロポーザル質問書(会社名)【四万十町航空写真撮影再構築】」とし、電子メールを送信した後、翌開庁日中に受領返信がない場合は、四万十

町企画課広報情報係宛て送信した旨を電話連絡してください。なお、受付最終日は受領返信を待たず、送信した旨を電話連絡してください。

(4) 回答と公表： 令和8年9月7日（月）を目処に全指名業者宛にメール回答する。

(5) 連絡先等： メールアドレス 103010@town.shimanto.lg.jp

電話番号（四万十町企画課広報情報係） （0880）22-3124

(6) 質問票は、質問受付期間後半に纏めて送信するのではなく、都度送信（何度かに分けても可）にご協力願います。

13. 参加方法

(1) 参加方法： 次項の提出資料等に掲載している書類を電子データで送信した上で、持参又は郵送・運送（宅配便）により原本を提出してください。

(2) 提出〆切： 下記「**14. 提出資料・提出期限**」の表に記載のとおり

(3) 電子データ送信先： メールアドレス 103010@town.shimanto.lg.jp 宛てに送信してください。

(4) 提出・送付先： 四万十町役場 企画課 広報情報係

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

・持参する場合

開庁時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

・郵送・運送で提出する場合

封筒の表に「令和8年度 四万十町航空写真撮影再構築委託業務企画提案書」と朱書きの上、送付してください。

14. 提出資料・提出期限

(1) 提出資料と提出期限

No.	書類	フォーマット・部数	提出締切 (いずれも12時必着)
1	提案意思確認書	押印済PDF 1部	令和8年 9月10日(木)
2	念書	押印済PDF 1部	令和8年 9月10日(木)
3	提案誓約書	押印済PDF 1部	令和8年 9月10日(木)
4	納税証明書 又は完納証明書	写し PDF 1部 (証明日が3カ月以内のもの)	令和8年 9月10日(木)
5	暴力団排除に関する誓約 書及び照会承諾書	押印済PDF 1部	令和8年 9月10日(木)
6	企画提案書	Excel・Word・PowerPoint いずれかの任意様式 押印なし1部	【データ提出】 令和8年 9月14日(月) 【原本提出】 令和8年 9月18日(金)
7	見積書	押印済PDF・押印なしExcel 各1部	【データ提出】 令和8年 9月14日(月) 【原本提出】 令和8年 9月18日(金)
8	提案内容一覧表	押印済PDF・押印なしExcel 各1部	【データ提出】 令和8年 9月14日(月) 【原本提出】 令和8年 9月18日(金)

9	再委託先等一覧表	押印済PDF 1部	【データ提出】 令和8年 9月14日（月） 【原本提出】 令和8年 9月18日（金）
10	業務担当者一覧表	押印済PDF 1部	【データ提出】 令和8年 9月14日（月） 【原本提出】 令和8年 9月18日（金）

・データによる提出（様式種別は原本と同じ）

・原本提出

（2）指定様式について

・上記1～6、9～13の指定様式については、提案依頼時メールにて送付（添付）致します。

（3）企画提案書作成について

・企画提案書の作成に当っては「別添 仕様書」に基づいて貴社の考えを記載してください。作成要領は「別添 仕様書」の「別紙 企画提案書等作成要領」を参照してください。

（4）見積書・見積総括表について

・「8 提案限度価格」を基に、以下の見積書を提出してください。

① 【御社様式】見積書（再構築経費）

・見積書について内訳の詳細まで記載してください。また値引きがある場合には最終一括値引きせず小項目ごとに値引き額を記載してください。

15. プレゼンテーション

(1) 日 程： 令和8年 9月25日（金）午後

(2) 場 所： 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

四万十町役場本庁舎（詳細は別途連絡）

(3) 実施時間： 1社 50分以内

（プレゼンテーション30分、質疑20分以内）

(4) 参加人数： 3名（再委託先含む）以内で資料等は持参してください。

プロジェクター・OAタップ等機材が必要な場合は持参してください。

（白壁への投影が可能であるため、スクリーンは持参不要です。）

(5) プレゼンテーション対象者：

四万十町航空写真撮影再構築 選定委員会

(6) プレゼンテーション手順：

仕様書の順に沿って説明を行ってください。

(7) 原則、一般公開は行わないものとします。

(8) プレゼンテーションは以下の観点で評価します。

No.	評価項目	観点
1	説明・事業目的の理解度	提案書の内容が事業目的を的確に捉えているか、説明が明確か
2	信頼性・誠実性	セキュリティ対策の妥当性、提案者の対応姿勢、契約実績など

3	技能・実績	類似事業の実績、技術的なスキルの裏付け、導入体制
4	効率性・有効性	業務負担の軽減や業務プロセスの最適化につながる か、有用性が高い仕組みとなっているか
5	現実性・実効性	町民サービスの具体的な向上に寄与する内容か、運用 負荷は現実的か
6	継続性・拡張性	サービスの安定提供が見込めるか、今後の拡張性・柔 軟性の確保

16. 結果通知

- (1) 結果通知：令和8年9月28日（月）に提案事業者宛てに電話で連絡した後、文書で通知します。
- (2) 「17. 契約前打ち合わせ」で選定された事業者と合意に至らない場合、又は当該事業者が辞退した場合は、次に評価の高い事業者に連絡するものとします。

17. 契約前打ち合わせ

契約前打合せ（Web会議）には、プロジェクトマネージャー・チーフSE・営業窓口担当が必ず出席してください。

- (1) 日程： 令和8年9月29日（火） ※ 時間は別途連絡
- (2) 場所： 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

四万十町役場 本庁舎

18. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「9. 参加資格」を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽があった場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったと選定委員会が認めた場合。
- (4) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 提出書類に不備や錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
- (6) 正当な理由なく、プレゼンテーションやヒアリングに応じなかった場合。
- (7) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
- (8) 「8. 提案限度価格」を超えた見積を提示した場合。
- (9) 「11. 選考方法」に基づき評価した結果、選定委員会による評価点が最低条件を下回った場合。

19. スケジュール一覧

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 告示（公募開始） | 令和8年 8月26日（水） |
| (2) 実施要領等に関する質問の受付締切 | 令和8年 9月 4日（金）12時必着 |
| (3) 実施要領等に関する質問の回答（公表） | 令和8年 9月 7日（月）目途 |
| (4) 提案意思確認書・念書・提案誓約書の提出 | 令和8年 9月10日（木）12時必着 |
| (5) 企画提案書等の（データ）提出 | 令和8年 9月14日（月）17時必着 |
| (6) 提出書類一式（原本）提出 | 令和8年 9月18日（金）17時必着 |
| (7) プレゼンテーションなど審査 | 令和8年 9月25日（金）午後 |
| (8) 結果の通知 | 令和8年 9月28日（月） |

(9) 契約前打合せ

令和8年 9月29日(火)

(10) 契約締結・公表

令和8年10月 1日(木) 目途

20. 留意事項

- (1) ご提供いただいた情報については、当組織内で使用するものであり、貴社に断りなく第三者（選定委員会を除く）への配布は行いません。ただし、四万十町情報公開条例（令和5年四万十町条例第3号）で定義する公文書に該当するため公開請求があった場合は、請求者に対して公開することがあります。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所についてはその旨を記載してください。
- (2) 本提案にかかわる資料作成、提出等に要する経費は貴社で負担してください。
- (3) ご提供いただいた情報・資料は返却しません。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではありません。
- (5) ご提供していただいた情報に関して、後日問い合わせを行う場合があります。

21. お問い合わせ・資料提出先

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

四万十町役場 企画課 広報情報係

電話：（0880）22-3124

Mail：103010@town.shimanto.lg.jp

担当： 坂本、竹本